

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会  
宿泊衛生専門委員会弁当部会 第2回会議 会議結果概要

1. 日時 令和6年7月18日(木) 15:30~16:00

2. 会場 甲賀市役所2階 会議室202

3. 出欠 出席者: 4名 欠席者: 1名

4. 内容

〈報告事項〉

第1号報告 弁当関係スケジュール修正案について

〈協議事項〉

第1号議案 甲賀市弁当調製施設募集要項(案)等について

原案どおりとし、調製施設の募集を8月1日から開始する。

5. 閉会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
甲賀市実行委員会

# 宿泊衛生専門委員会 弁当部会第2回会議



**KOKA  
CITY**



日時：令和6年7月18日（木）15時30分

場所：甲賀市役所 会議室202

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

**2025**

## 《本市開催競技》

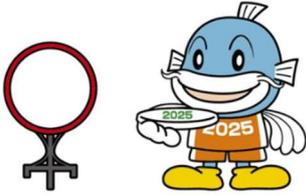
### 第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

《会期》令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

【正式競技】			【特別競技】
<p>軟式野球 （成年男子）</p>  <p>10/4（土）～6（月） 甲賀市民スタジアム</p>	<p>ゴルフ （少年男子）</p>  <p>9/28（日）～30（火） ヘアズパウジャパン カントリークラブ</p>	<p>サッカー （少年男子・ 少年女子）</p>  <p>10/3（金）～5（日） 水口スポーツの森 陸上競技場</p>	<p>高等学校野球 （軟式）</p>  <p>9/29（月）～ 10/2（木） 甲賀市民 スタジアム</p>
【公開競技】		【デモンストレーションスポーツ】	
<p>グラウンド・ゴルフ</p>  <p>9/13（土）～14（日） 水口スポーツの森</p>	<p>ソフトバレーボール</p>  <p>水口体育館</p>	<p>カローリング</p>  <p>水口体育館</p>	

### 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

《会期》令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

【正式競技】	
<p>フライングディスク</p>  <p>10/25（土）～27（月） 水口スポーツの森</p>	<p>ボッチャ</p>  <p>10/25（土）～26（日） 水口体育館</p>

## 第2回弁当部会 次第（案）

### 目 次 （次第）

1. 開 会
2. 挨拶
3. 報告事項  
第1号報告  
弁当関係スケジュール修正案について・・・・・・・・・・ P 2
4. 協議事項  
第1号議案  
甲賀市弁当調製施設募集要項（案）等について・・・・・・・・ P 3
5. その他
6. 閉 会

#### 【 参考資料 】

- 資料1 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門  
委員会弁当部会 部会委員名簿・・・・・・・・・・ P24
- 資料2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委  
員会弁当部会設置要項・・・・・・・・・・ P25
- 資料3 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程・ P27
- 資料4 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則・・・・・・・・ P30
- 資料5 弁当調製施設県調査結果一覧（再）・・・・・・・・ P36
- 資料6 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調製施設募集要項（県）・・・ P37

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会  
 宿泊衛生専門委員会 弁当部会  
 弁当関係スケジュール（修正案）

年度	月	時期	事項	担当	備考
R5	5月		弁当調製協力調査	県	
	6月		↓		
	7月		弁当調製協力調査結果報告	県	
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	9	宿泊衛生専門委員会 部会設置決定	市	専門委
		パッケージデザイン考案依頼	市	信楽高校	
3月	初旬	部会委員推薦・決定	市	部会	
R6	4月	中旬	献立考案依頼	市	甲南高校
		30	部会第1回会議 調製施設選定方法検討	市	部会
	5月				
	6月		県弁当調整施設募集	県	
	7月	18	部会第2回会議 調製施設募集要項検討	市	部会
		中旬	食材協賛調整	市	
	8月	1	弁当調製施設募集開始	市	
		30	弁当調整施設募集締切	市	
	9月	上旬	部会第3回会議 調製施設選定	市	部会
		中旬	宿泊衛生専門委員会 調製施設決定	市	専門委
		30	弁当調製業者 県報告期限	市	
	10月		考案献立案回収	市	甲南高校
	11月		パッケージデザイン案回収	市	信楽高校
			部会第4回会議 献立・パッケージ報告	市	部会
	12月		宿泊衛生専門委員会 弁当決定事項報告	市	専門委
1月					
2月					
3月					
R7	4月				
	5月		弁当配送計画作成	市	委託業者
	6月				
	7月				
	8月		弁当必要数調整	市	調製業者
	9月		大会開催 弁当提供	市	調製業者
	10月		大会開催 弁当提供	市	調製業者

※ 選定した弁当調整施設にR6年度中に集まっていたいただき打合せを予定

## わたSHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設募集要項（案）

わた SHIGA 輝く国スポ（第79回国民スポーツ大会、以下「国スポ」という。）において、わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が調達する昼食弁当の調製施設について、次のとおり募集します。

## 1 業務内容

以下の日程で行われる競技会および会期前競技（公式練習を含む。）において市実行委員会が調達する昼食弁当について、調製、搬入および容器回収を行うものとします。

市内国スポ競技開催日程：令和7年9月28日（日）～10月6日（月）

市実行委員会発注予定日：令和7年9月27日（土）～10月6日（月）

## 2 応募資格

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 「3 選定基準」の要件を満たすこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定および甲賀市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第2号ならびに暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当しない者であること。
- (3) 申込締切日において、甲賀市物品供給及び役務提供等に係る入札参加停止基準（平成24年告示第22号）による入札参加停止の措置期間中でない者。
- (4) 申込締切日において、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 食品衛生法に基づく営業許可を受けている調製施設であること。
- (6) 施設及び運営管理事業者に市税の滞納がないこと。
- (7) 甲賀市内に所在し、各会場までおおむね1時間以内に弁当を運搬できる立地であること。

## 3 選定基準

## (1) 衛生管理体制

ア 令和5年8月31日から申込締め切り日までの間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。

イ 食品衛生関係法令やHACCPに基づいた衛生管理に取り組んでいること。

ウ 検食は原材料および調理済みの食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存できること。

エ 調理従事者（食品に直接接触する作業に従事する者）は、おおむね大会開催の1か月前に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体の感染の有無を確認すること。なお、検便項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検査を行うこと。

オ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ開催期間までに加入できること。

### (2) 弁当調製能力

ア 第三者に委託することなく、おおむね1日100食以上の弁当の調製が可能であること。

イ 市実行委員会が定める弁当料金（1食税抜き1,100円以内）による調製が可能であること。

ウ メニューの日替わりが5日以上可能であること。

エ 市実行委員会が定める食材および献立内容で調製できること。

オ 栄養面および食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供ができること。

### (3) 対応能力

ア 市実行委員会が支給する弁当容器および外箱を使用できること。

イ 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。

(ア) 弁当の名称

(イ) 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）

(ウ) 食品添加物（アレルゲン含）

(エ) 消費期限（時刻まで表示）

(オ) 保存方法

(カ) 製造所所在地・製造者名

(キ) その他食品表示関係法令により規定される表示

(ク) 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

(ケ) 持ち帰りを禁止する表示

(コ) その他市実行委員会が指定する表示

ウ 市実行委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）を行い衛生的な運搬ができること。

エ 弁当の付属品として、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書きおよび持ち運び用の袋を提供できること。また、お茶については市実行委員会が支給するものを用いること。

オ 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できること。

カ 競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。

キ 弁当提供の前日18時までに申し出があった場合、キャンセルおよび数量の変更ができること。

- ク 弁当の納品は提供当日の11時までに市実行委員会が指定する場所で行うこと。
- ケ 荒天等により、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、市実行委員会の指示に基づく対応ができること。

#### 4 応募方法等

##### (1) 応募票等の提出

次の書類を市実行委員会ホームページ（下記枠内）からダウンロードの上、郵送または持参により提出してください。

- ア 応募票（様式1）  
イ 弁当調製予定施設一覧（様式2）  
    ※ 2施設以上で調製する場合のみ添付  
ウ 弁当調製施設調査票（様式3）  
エ 誓約書（様式4）  
オ 同意書（様式5）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
甲賀市実行委員会HP  
募集要項掲載ページURL

<https://www.city.koka.lg.jp/item/38686.htm#itemid38686>

##### (2) 応募期間

令和6年（2024年）8月1日（木）～8月30日（金）

持参の場合の受付は平日の8時30分から17時15分まで、郵送の場合は締切日必着とします。

##### (3) 質問等

本募集に係る質問事項がある場合は、様式6により下記の宛先まで電子メールまたはFAXにてご提出ください。※電子メールアドレス下線部は数字

- ア 宛先           電子メール：[koka30107600@city.koka.lg.jp](mailto:koka30107600@city.koka.lg.jp)  
                  FAX：0748-69-2290
- イ 質問期限   令和6年8月23日（金）17時00分まで
- ウ 回答           令和6年8月27日（火）

#### 5 選定方法等

- (1) 選定基準に基づき、提出された応募票等を審査し、弁当調製施設を選定します。
- (2) 選定の結果は、令和6年（2024年）9月を目途に通知します。施設を採用する場合は「わたSHIGA輝く国スポ甲賀市弁当調達要項」様式第1号により通知し、弁当調製施設として指定します。

#### 6 指定の取消

次のいずれかに該当する場合、指定を取り消すことがあります。指定取消の際は、「わたSHIGA輝く国スポ甲賀市弁当調達要項」様式第2号により通知します。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
- (2) 申込締切日以後に食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

## 7 その他注意事項

- (1) 提出された書類はお返しできません。また、市実行委員会の弁当調達関係業務を行う上で必要な場合（食品衛生指導に資するため、管轄保健所等への必要な情報の提供を含む）に限り使用いたします。その他、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示はいたしません。
- (2) 応募にかかる郵送費等は、応募者の負担とします。
- (3) 応募者に対し、応募内容に係る説明や資料等の提出を求める場合は、別途通知します。
- (4) 応募票等の提出をもって弁当調製施設として決定するものではありません。
- (5) 弁当調製施設として選定された場合であっても、発注を確約するものではありませんのでご注意ください。
- (6) 選定した弁当調製施設については、国スポの開催前に管轄保健所による監視指導が実施される予定ですので、必要な食品衛生対策を講じられますようお願いいたします。
- (7) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（県実行委員会）が開催する食品衛生講習会（注1）に1回以上参加してください。  
（注1）：令和7年2月から令和7年夏ごろの間に2回程度開催される見込み。
- (8) 荒天その他事由（災害、感染症等）により、競技会等が中止、縮小されるなどの状況が生じた場合、発注数等が大きく変動することがあります。
- (9) 弁当の発注数量が当初の想定と異なる場合であっても、市は責任を負いません。

## 8 応募票の提出先

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局

（甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室内）

輸送・宿泊係 担当：山本、野瀬

T E L : 0748-69-2253 F A X : 0748-69-2290

E-mail:koka30107600@city.koka.lg.jp

## わたSHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設応募票

わたSHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設募集要項を理解の上、競技会等に  
係る弁当の調製を希望します。

なお、この応募票及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありませ  
ん。

令和6年（2024年） 月 日

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会

会長 岩永 裕貴 様

所在地

応募者氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

<添付書類>

- (1) 弁当調整予定施設一覧（様式2）※2施設以上で調製する場合のみ添付
- (2) 弁当調製施設調査票（様式3）
- (3) 誓約書（様式4）
- (4) 同意書（様式5）

## 弁当調製予定施設一覧

※ 1つの事業者が複数の調製施設で弁当を調製する場合は、調製する全ての施設についてご記載ください。

1	施設名称		
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )	
	定休日等		
	許可番号 許可年月日		年 月 日
2	施設名称		
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )	
	定休日等		
	許可番号 許可年月日		年 月 日
3	施設名称		
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )	
	定休日等		
	許可番号 許可年月日		年 月 日
4	施設名称		
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )	
	定休日等		
	許可番号 許可年月日		年 月 日



提供可能数	競技会場	開催日ごとに、提供可能な食数をご記入ください。 ※ 国スポ競技会のみ対象		自社運搬可否
		9/27 (土)	ベアズパウジャパンカントリークラブ ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		9/28 (日)	ベアズパウジャパンカントリークラブ ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		9/29 (月)	ベアズパウジャパンカントリークラブ ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
			水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		9/30 (火)	ベアズパウジャパンカントリークラブ ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
			水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		10/1 (水)	水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		10/2 (木)	水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		10/3 (金)	水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		10/4 (土)	水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
		10/5 (日)	水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可
10/6 (月)	水口スポーツの森 ( ) 食	<input type="checkbox"/> 可		

※ 弁当には、市実行委員会が購入し競技役員やスタッフ等に配布する「支給弁当」と、大会出場チームなどから弁当調製施設（事業者）に申し込まれる「斡旋弁当」があります。

※ 全採用調製施設の調整可能数等に応じ、必要日について各調製施設へ市実行委員会または各大会出場チーム等が発注することとし、調製施設への採用は全日程の調製等を確約するものではありません。

※ 本調査票に御申告いただいた内容は市実行委員会で厳重に管理し、弁当調達関係業務を行う上で必要な場合（食品衛生指導に資するため、保健所等に必要な情報提供することを含む）に限り使用いたします。

※ 本調査票は、弁当調製施設ごとに作成し、提出してください。

## 誓約書

わたSHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設の応募に当たり下記のことを誓約します。

なお、弁当調製施設として選定された後に下記事項に違反した場合は、その選定を取り消されることについて異議申し立てはいたしません。

## 記

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4および甲賀市物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中の者でないこと。
- 3 市町村税について滞納がないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 5 甲賀市暴力団排除条例第2条第2号ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。
- 6 使用する弁当調製施設は、令和5年8月31日から募集締め切り日までの間に、食中毒発生等での食品衛生法に基づく営業停止等処分を受けていないこと。
- 7 使用する弁当調製施設は、死亡後遺障害補償額が1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ開催期間までに加入ができること。
- 8 わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領に規定する事項等、管轄保健所による食品衛生指導に速やかに従うこと。
- 9 弁当調製を第三者に再委託しないこと。

令和6年（2024年） 月 日

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会

会長 岩永 裕貴 あて

所在地

---

応募者氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）※自署または押印

---

## 同 意 書

わたSHIGA輝く国スポ甲賀市弁当調製施設の応募に当たり、「わたSHIGA輝く国スポ甲賀市弁当調製施設選考基準」第2項のとおり、市税の納税義務の履行を条件とすることから、市税の納付状況について確認されることに同意します。

令和6年（2024年） 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会  
会長 岩永 裕貴 様

住所

---

応募者氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）  
※自署または押印

---

わたSHIGA 輝く国スポに係る弁当調製施設募集  
に関する質問・回答書

令和 6 年(2024年) 月 日

わたSHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局  
輸送宿泊係 あて

所在地：  
屋号又は名称：  
担当者名：  
TEL：  
FAX：  
E-mail：

【質問】※質問者記入欄

【回答】※回答者記入欄

(注) 期限までに電子メール又はFAXで送信してください。

e-mail : koka30107600@city.koka.lg.jp

FAX : 0748-69-2290

提出期限 : 令和 6 年(2024年)年 8 月 23 日 (金) 17時00分

弁当調製施設 市選定条件のまとめ

番号	審査内容	条件
1	実行委員会が指示する食材、献立内容での弁当調製	可
2	実行委員会が指示する単価、容器での弁当提供 (税抜1,100円、弁当容器は市実行委員会から別途支給)	可
3	弁当調製可能数 (第三者委託不可、施設規模・従業員数に見合った数)	100食以上
4	検食の保管	可
5	食品衛生法等に基づき、HACCPに沿った衛生管理の対応 (検便、各種点検票および記録簿への記録・提示等を含む)	可
6	賠償額 1 億円以上の食品賠償保険加入	可
7	割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書きおよび持ち運び用袋の準備	可
8	製造ラベルの貼付	可
9	段ボール箱等での納入	可
10	弁当ガラの回収	可
11	保冷状態 (10℃以下) での配達	可
12	前日 18 時までのキャンセルおよび数量変更	可

《その他》

- 弁当とセットにするお茶は市実行委員会で準備し、弁当調製施設にお預けいたします。

## わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設選考基準

**1 趣旨**

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

**2 対象施設**

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 甲賀市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。
- (3) 市税の納税義務が履行されていること。
- (4) 甲賀市暴力団排除条例第 2 条第 2 号ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

**3 施設の衛生管理**

- (1) 施設の選定時点で過去 1 年以内に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）など HACCP の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに 50 g 程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、 $-20^{\circ}\text{C}$  以下で 2 週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前の 1 ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること、若しくは大会期間までに加入できること。

**4 施設の調製能力**

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく 1 日あたり 100 食以上であること。

- (2) 単価に応じた調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (4) 原材料に甲賀市特産品または滋賀県特産品を積極的に使用する等、甲賀市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。

## 5 施設の対応能力

- (1) 市実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む）
  - ウ 消費期限（時刻まで表示）
  - エ 添加物（アレルギーを含む）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (3) 市実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール等の提供については、市実行委員会の指示に沿った内容で提供ができること。
- (5) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、市実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

## 6 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製施設選考についても、必要に応じてこの基準を準用する。

## わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項

**1 趣旨**

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

**2 実施方法**

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

**3 対象及び調達期間**

- (1) 対象は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

**4 弁当調製施設の指定及び取消し**

- (1) 弁当調製施設については、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設から市実行委員会宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会において選定し、市実行委員会が指定する。
  - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
  - イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
  - ウ 競技会の運営に合わせた受注、搬入および廃棄容器の回収ができること。
  - エ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
- (2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、市実行委員会が別に定める。
- (3) 市実行委員会は前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第 1 号）を交付する。

- (4) 市実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができる。
- ア 食品衛生関係法令等に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
  - イ 食品衛生関係法令等に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
  - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
  - エ その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。
- (5) 市実行委員会は前項の規定により指定した弁当調製施設の指定を取り消すときは、弁当調製施設指定取消書（様式第2号）を交付する。

## 5 弁当の料金

弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が定める「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項」に準じて、市実行委員会が定める。

## 6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附 則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

(様式第 1 号)

弁当調製施設指定書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
甲賀市実行委員会  
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

(様式第2号)

弁当調製施設指定取消書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ  
甲賀市実行委員会  
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設の指定を、次の事由（理由）により取り消します。

指定取消事由 (理由)	
----------------	--

## わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市食品衛生対策要項

**1 趣旨**

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

**2 実施方法**

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

**3 食品衛生対策****(1) 食品衛生に対する意識の向上**

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に、食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

**(2) 食品衛生管理の強化**

関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

**(3) 健康管理等**

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

**(4) 食中毒発生時の対応**

大会参加者等に食中毒ならびに食中毒が疑われる症状等が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

**4 その他**

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

**附 則**

この要項は、令和6年2月9日から施行する。



# 參考資料

## 宿泊衛生専門委員会 弁当部会 部会委員名簿

2024. 04. 30

## 部会委員

(敬称略 順不同)

	所属団体	部会役職	就任者	
			氏名	ふりがな
1	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 甲賀支部 支部長	部会長	林 初広	はやし はつひろ
2	甲賀調理師会 理事	副部会長	平井 陽介	ひらい ようすけ
3	甲賀食品衛生協会 会長	部会委員	大福 修平	おおふく しゅうへい
3	信楽料理旅館飲食業組合 副組合長	部会委員	林田 裕貴	はやしだ ひろき
4	甲賀保健所 係長 (甲賀健康福祉事務所)	部会委員	東浦 光紀	ひがしうら みつのり

## 事務局 (甲賀市国スポ・障スポ推進室)

	係	役職	氏名	ふりがな
1	教育委員会事務局	次長	福井 厚司	ふくい あつし
2		室長	北村 俊文	きたむら としふみ
3		室長補佐	島田 聡	しまだ さとし
4	宿泊・輸送係	係長	山本 亘	やまもと わたる
5	宿泊・輸送係	主査	野瀬 耕嗣	のせ こうじ

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

### 1. 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2. 名称

名称は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

### 3. 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関する事。
- (2) 弁当の内容に関する事。
- (3) その他弁当に関する事。

### 4. 部会長等

部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、部会長、副部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### 5. その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要項は、令和6年2月9日から施行する。

別表

部 会 長	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員長 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部)
委 員	甲賀食品衛生協会から推薦された者
委 員	甲賀調理師会から推薦された者
委 員	信楽料理旅館飲食業組合から推薦された者
委 員	甲賀保健所から推薦された者

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

### (役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

### (役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

この規程は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関すること。</li> <li>2 財務に関すること。</li> <li>3 広報に関すること。</li> <li>4 市民運動に関すること。</li> <li>5 歓迎及び接伴に関すること。</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技に関すること。</li> <li>2 式典に関すること。</li> <li>3 施設に関すること。</li> <li>4 その他競技式典に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること。</li> <li>2 医事及び衛生に関すること。</li> <li>3 その他宿泊衛生に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通・警備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関すること。</li> <li>2 警備及び消防防災に関すること。</li> <li>3 その他輸送交通に関すること。</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

#### (専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

### 第4章 会長の専決処分

#### (会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

#### (事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

#### (経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

- 1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国ス

ポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

**非 公 開**

県がR5年6月に県内登録業者を調査し、甲賀市内で回答のあった業者をとりまとめたもの。

【本大会：MAX想定弁当数】

**非 公 開**

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調製施設募集要項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。ただし、弁当調整施設のあつせんを希望する会場地委員会に限る。)が調達する昼食弁当の調製施設について、次のとおり募集します。

### 1 業務内容

以下の日程で行われる開・閉会式等(国スポおよび障スポの開・閉会式(総合リハーサルを含む。)ならびに競技会(会期前競技および障スポリハーサル大会ならびに公式練習を含む。)を言う。以下同じ。)において県委員会および会場地委員会が調達する昼食弁当について、調製、搬入および容器回収を行うものとします。

#### (1)国スポ

会期前競技:令和7年9月6日(土)~9月15日(月)、9月21日(日)~9月25日(木)  
総合リハーサル:令和7年9月21日(日)  
総合開会式:令和7年9月28日(日)  
総合閉会式:令和7年10月8日(水)  
競技会:令和7年9月28日(日)~10月8日(水)

#### (2)障スポ

リハーサル大会:令和7年5月24日(土)~5月25日(日)  
総合リハーサル:令和7年10月18日(土)  
公式練習:令和7年10月24日(金)  
開会式:令和7年10月25日(土)  
閉会式:令和7年10月27日(月)  
競技会:令和7年10月25日(土)~10月27日(月)

### 2 応募資格

次のいずれにも該当しないこと。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者
- (2)国税・県税・市町村税について滞納がある者
- (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中の者
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (5)滋賀県財務規則第 195 条の2 各号に該当する者

### 3 選定基準

#### (1)立地条件

滋賀県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であるこ

と。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内であること。

#### (2)衛生管理体制

- ア 国スポ開催前の3年間(令和4年9月6日以降)に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- イ 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- ウ 検食は料理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上または1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。
- エ 調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者)は、おおむね弁当提供開始日1か月前の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること。なお、検便項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- オ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中参加できること。
- カ 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)により実施する食品衛生対策に対応できること。

#### (3)弁当調製能力

- ア 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- イ 申出のあった提供可能数が、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

#### (4)対応能力

- ア 県委員会または会場地委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- イ 県委員会または会場地委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- ウ 県委員会または会場地委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- エ 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
  - (ア) 弁当の名称
  - (イ) 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
  - (ウ) 食品添加物
  - (エ) 消費期限(時刻まで表示)
  - (オ) 保存方法
  - (カ) 製造所所在地・製造者名
  - (キ) その他食品表示法等関係法令により規定される表示
  - (ク) 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - (ケ) 持ち帰りを禁止する表示
  - (コ) その他県委員会または会場地委員会が指定する表示
- オ 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。
- カ 弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。
- キ 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できる

こと。

- ク 県委員会または会場地委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- ケ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。
- コ 荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、県委員会または会場地委員会の指示に基づく対応ができること。

#### 4 応募方法等

##### (1) 応募票等の提出

次の書類をわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ公式ホームページからダウンロードの上、郵送または持参により提出してください。

- ア (様式1-1) 応募票
- イ (様式1-2) 弁当調製施設一覧 ※必要に応じて添付
- ウ (様式2) 誓約書
- エ (様式3-1・3-2) 弁当調製施設調査票

##### (2) 応募期間

令和6年(2024年)6月10日(月)～7月31日(水)

持参の場合の受付は平日の8時30分から17時15分まで(12～13時を除く。)

郵送の場合は締切日必着。

##### (3) その他

応募を希望される場合は、下記の「5 事前説明会」に参加をお願いします。

#### 5 事前説明会

募集に係る事前説明会を実施しますので、別紙を参照の上、お申し込みください。

#### 6 選定方法等

- (1) 選定基準に基づき、提出された応募票等を審査し、弁当調製施設を選定します。
- (2) 選定の結果は、令和6年(2024年)8月下旬を目途に、通知(郵送)します。

#### 7 選定の取消し事由

次のいずれかに該当する場合、選定を取り消すことがあります。

- (1) 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
- (2) 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- (3) 弁当の調製を第三者に委託したとき。
- (4) その他、県委員会または会場地委員会が当該施設を不相当と認めたとき。

## 8 その他注意事項

- (1) 提出された書類はお返しできません。また、県委員会および会場地委員会の弁当調達関係業務を行う上で必要な場合(食品衛生指導に資するため、管轄保健所等に必要な情報を提供することを含む)に限り使用いたします。その他、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示はいたしません。
- (2) 応募にかかる郵送費等は、応募者の負担とします。
- (3) 応募者に対し、説明や資料等の提出を求める場合は、別途通知します。
- (4) この応募票の提出をもって弁当調製施設として決定するものではありません。
- (5) 弁当調製施設として選定された場合であっても、発注を確約するものではありませんのでご注意ください。
- (6) 選定した弁当調製施設については、国スポ・障スポの開催前に管轄保健所による監視指導を実施することとしています。「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)を確認の上、必要な食品衛生対策を講じられますようお願いいたします。
- (7) 荒天その他事由(災害、感染症等)により、開・閉会式等が中止、縮小されるなどの状況が生じた場合、弁当の発注数等が大きく変動する可能性があります。
- (8) 弁当の発注数量が当初の想定と異なる場合であっても、県委員会および会場地委員会は責任を負いません。

## 9 応募票の提出先

〒520-0807

大津市松本一丁目2番1号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会局内)

施設調整室 宿泊・衛生係

担当:山川、三橋

TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836

E-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等に係る  
弁当調製施設応募票

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ等に係る弁当調製施設募集要項を理解の上、開・閉会式等に係る弁当の調製を希望します。

なお、この応募票及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。

令和6(2024)年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会  
会長 三日月 大造 様

所在地  
滋賀県

応募者氏名(法人にあっては名称及び代表者名)

<添付書類>

- (1) 誓約書(様式2)
- (2) 弁当調製施設調査票(様式3—1・3—2)

## 弁当調製予定施設一覧

※この様式は、1つの事業者が複数の調製施設で弁当を調製する場合のみ提出すること。

1	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )
	許可番号 許可年月日	
2	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )
	許可番号 許可年月日	
3	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )
	許可番号 許可年月日	
4	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )
	許可番号 許可年月日	
5	施設名称	
	施設所在地 (電話番号)	〒 ( )
	許可番号 許可年月日	

## 誓約書

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等に係る弁当調製施設の応募に当たり下記のことを誓約します。

なお、弁当調製施設として選定された後に下記事項に違反した場合は、その選定を取り消されることについて異議申し立てはいたしません。

## 記

- 1 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しないこと。
- 3 国税、県税、市町村税について滞納がないこと。
- 4 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中の者ではないこと。
- 5 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 6 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号に該当しないこと。
- 7 使用する弁当調製施設は、国スポ開催前の 3 年間(令和 4 年 9 月 6 日以降)に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- 8 使用する弁当調製施設は、死亡後遺障害補償額が 1 事故 1 億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ期間中に加入できること。
- 9 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領に規定する事項等、管轄保健所による食品衛生指導に速やかに従うこと。
- 10 弁当調製を第三者に再委託しないこと。

令和 6 (2024) 年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会  
会長 三日月 大造 様

所在地

\_\_\_\_\_  
応募者氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)※自署  
\_\_\_\_\_

## 弁当調製施設調査票

施設名			
所在地	〒 滋賀県		
	(TEL)	- -	(FAX) - - (e-mail)
ふりがな 担当者氏名			
許可年月日		許可番号	
従業員数	人(うち調理従業員数 人)(うち配送従業員数 人)		
食品自主衛生管理の 取組(取組のある場 合該当欄チェック)	HACCPに沿った 衛生管理について	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理	
		<input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
1日当たりの 弁当調製能力	最大( )食・通常( )食		
	国スポ・障スポ提供可能数 平日( )食・土曜日( )食・日曜日( )食		
衛生 管理 体制	検食の保管(原材料及び調理済み食品ごとに 50g 以上ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、マイナス 20℃以下で2週間以上保存)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	おおむね弁当提供開始日前1ヶ月の間に調理従事者全員の検便検査の実施 ※赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌は必須、ノロウイルス検査も含めることが望ましい		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	食品関係法令並びに「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領」に基づく食品衛生管理		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
対応 能力	県委員会または会場地委員会が定める弁当料金に応じた調製		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	県委員会または会場地委員会が指定する容器、包装紙等による提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	食材、献立内容について、県委員会または会場地委員会の指示遵守		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	必要な食品表示(名称、原材料名(アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等表示含む)、食品添加物、消費期限(時刻まで表示)、保存方法、製造所所在地・製造者名、関係法令に規定される表示、提供後速やかに食べてもらう注意喚起、持ち帰り禁止表示、県委員会または会場地委員会が指示する表示)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	弁当付属品(お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用袋)の提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	弁当の内容について、お品書き等の添付		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	弁当搬入(指定した時刻・場所に搬送が容易で清潔な段ボール等に梱包)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	冷蔵車等(荷室の温度管理(10℃以下)を利用した衛生的な運搬)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	配付終了までの待機(適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理の継続)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	総合開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
荒天等への対応(会場変更、規模縮小又は開催中止となった場合に、県委員会または会場地委員会の指示に基づく対応)		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	

※ 本調査票に御申告いただいた内容は県または会場地委員会で厳重に管理し、弁当調達関係業務を行う上で必要な場合(食品衛生指導に資するため、保健所等に必要な情報提供することを含む)に限り使用いたします。

※ 本調査票は、弁当調製施設ごとに作成し、提出してください。

## 弁当調製施設調査票

施設名		
式 典 会 場	国スポ 会場:彦根市	・総合リハーサル1日目 令和7年9月21日(日) ( )食 ・総合開会式 令和7年9月28日(日) ( )食 ・総合閉会式 令和7年10月8日(水) ( )食
	障スポ 会場:彦根市	・総合リハーサル1日目 令和7年10月18日(土) ( )食 ・開会式 令和7年10月25日(土) ( )食 ・閉会式 令和7年10月27日(月) ( )食
提 供 可 能 数	競 技 会 場	2時間以内に配送ができる地域の中から、開催日ごとに、提供可能な市町すべてに○をつけ、合計食数をご記入ください。 <b>国スポ競技会</b> 9月28日(日) 草津市・守山市・栗東市・東近江市・近江八幡市 ( )食 9月29日(月) 草津市・守山市・栗東市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・長浜市( )食 9月30日(火) 草津市・守山市・栗東市・東近江市・湖南市・近江八幡市・彦根市・長浜市( )食 10月1日(水) 草津市・守山市・栗東市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・米原市・長浜市( )食 10月2日(木) 栗東市・東近江市・彦根市・米原市( )食 10月3日(金) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・彦根市・米原市・長浜市( )食 10月4日(土) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・日野町・米原市・長浜市( )食 10月5日(日) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・日野町・愛荘町・米原市・長浜市( )食 10月6日(月) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・愛荘町・長浜市( )食 10月7日(火) 草津市・守山市・野洲市・東近江市・近江八幡市・愛荘町・長浜市( )食 <b>国スポ会期前実施競技期間中の提供</b> 9月6日(土) 草津市・長浜市( )食 9月7日(日) 長浜市( )食 9月8日(月) 草津市・長浜市( )食 9月9日(火) 草津市・長浜市( )食 9月10日(水) 草津市・長浜市( )食 9月11日(木) 草津市( )食 9月13日(土) 草津市( )食 9月14日(日) 草津市( )食 9月15日(月) 草津市( )食 9月21日(日) 東近江市( )食  ① 障スポリハーサル大会 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・愛荘町・長浜市・高島市 1日目 令和7年5月24日(土) ( )食 2日目 令和7年5月25日(日) ( )食 ② 障スポ公式練習日 令和7年10月24日(金) ( )食 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・長浜市・高島市 ③ 障スポ競技会 10月25日(土) 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・愛荘町・長浜市・高島市 ( )食 10月26日(日) 大津市・草津市・守山市・野洲市・甲賀市・湖南市・東近江市・近江八幡市・彦根市・愛荘町・長浜市・高島市 ( )食 10月27日(月) 守山市・甲賀市・彦根市 ( )食

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開・閉会式等に係る  
弁当調製施設募集に関する質問・回答書

令和6年(2024年) 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局  
施設調整室 宿泊・衛生係 あて

所在地：  
屋号又は名称：  
担当者名：  
TEL：  
FAX：  
E-mail：

【質問】※質問者記入欄

【回答】※回答者記入欄

(注)期限までに電子メール又はFAXで送信してください。

e-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp

FAX:077-528-4836

提出期限:令和6年(2024年)年6月28日(金)17時15分



# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局  
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL : 0748-69-2253 FAX : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp

